

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次

1. 2006年度(平成18年度)ソフトウェアの知的財産権入門講座開催のご案内.....	1	6. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内.....	6
2. 平成18年度事業計画及び収支予算について.....	2	7. 半導体回路配置利用権の設定登録等の申請件数推移(年度別).....	8
3. 理事会及び評議員会の開催報告.....	4	8. 新入会員の紹介.....	8
4. プログラム著作物登録制度のご案内.....	5		
5. プログラム著作物登録の申請状況.....	6		

1. 2006年度(平成18年度)ソフトウェアの知的財産権入門講座開催のご案内

例年ご好評を頂いております「ソフトウェアの知的財産権入門講座」を今年度も開催いたします。開催日・簡単な内容は以下の通りです。(予定)
 詳細につきましては決定次第ホームページ等にてご案内申し上げます。
 お問い合わせ：入門講座担当 nyumon@softic.or.jp

カリキュラム(予定)

Aコース

受講料
 賛助会員 7万円
 一般 11万円

	開催日	講義タイトル
第1回	7月5日(水)	知的財産権法の概論
第2回	7月12日(水)	日本著作権法の概論
第3回	7月19日(水)	ソフトウェア契約①
第4回	7月26日(水)	ソフトウェア契約②
第5回	9月20日(水)	ソフトウェア特許の概説
第6回	9月27日(水)	ソフトウェア特許の出願実務
第7回	10月4日(水)	デジタル・コンテンツの契約

Bコース

受講料
 賛助会員 7万円
 一般 11万円

	開催日	講義タイトル
第1回	2007年1月17日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例
第2回	1月24日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル
第3回	1月31日(水)	ソフトウェア特許の侵害論
第4回	2月7日(水)	不正競争防止法と知的財産権
第5回	2月14日(水)	独占禁止法と知的財産権
第6回	2月21日(水)	デジタル・コンテンツの契約
第7回	2月28日(水)	オープンソースソフトウェアをめぐる動向

[A B一括でお申込頂きますと賛助会員 12万円 一般 20万円となります。]

短期集中コース

受講料
 賛助会員 4万円
 一般 6万円

	開催日	講義タイトル
第1回	2006年10月24日(火)	ソフトウェアと企業法務
第2回	10月25日(水)	ソフトウェアと特許
第3回	10月26日(木)	ソフトウェアと契約
第4回	10月27日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法

会 場

紀尾井町剛堂会館/虎ノ門オカモトヤ 会議室

時 間

午後1時半～4時半(休憩・質疑応答含む)

問合せ先

SOFTIC 入門講座担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル4F
 Tel: 03-3437-3071 Fax: 03-3437-3398
 URL: <http://www.softic.or.jp/> E-mail: nyumon@softic.or.jp

2. 平成18年度事業計画及び収支予算について

平成18年3月13日に開催されました通常理事会において、当財団の平成18年度事業計画及び収支予算が決定されました。平成18年度事業計画及び収支予算の概要は次のとおりです。

平成18年度事業計画（概要）

本財団は、ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究、ソフトウェア・プロダクトに関する流通促進及び調査研究、ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集、プログラムの著作物に係る登録事務及び半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務を行うことにより、情報化のための基盤整備を促進し、高度情報化社会の健全な発展を図り、もって我が国の産業、経済及び文化の発展に寄与することを目的として、幅広く活動してきた。

平成18年1月よりオープンソースソフトウェア（OSS）の普及を図るため、独立行政法人情報処理推進機構にオープンソースソフトウェアセンターが設置され、産学官の連携の下に本格的にOSSの活用に取り組むこととされ、また、同年4月からは「産業競争力のための情報基盤強化税制」をスタートさせ、政府として高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し国際競争力強化を目指すなど、今後、益々ソフトウェア等情報財が果たす役割とその重要性は高まるものと考えられる。

本財団としてはインターネットをはじめ最新のITを利用した新たな情報処理環境やビジネス環境に対応したソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に係る法的課題やソフトウェア等情報財及び今後多様化する情報サービスの取引に係る契約問題等について法的検討を実施することにより、従来にも増してソフトウェア等情報財の法的保護問題（著作権、産業財産権、契約等）流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たしていきたい。

なお、本財団の運営については、近年の我が国の経済状況や産業界の状況を反映して、収支面で極めて厳しいものがある。こうした状況に鑑み、一層の経費の節減に努めると共に運営基盤の強化を目指して、関係各方面のご支援、ご協力を得つつ事業内容の見直しや新たな事業展開に努めるものとする。

平成18年度は、このような本財団の置かれている状況を踏まえ、情報化のための基盤整備を促進すべく以下の事業を実施する。

1. ソフトウェアの法的保護に関する調査研究及び情報提供

ソフトウェア等の開発・流通・利用を促進するために、その特質や関連する技術の動向を踏まえた法的保護のあり方について調査研究を行い、課題の分析や方策の提言等を行う。また、ソフトウェア等の法的保護に関して多様な方法で情報提供を行う。

ソフトウェア知的財産の戦略的活用に係る法的課題の調査研究及び情報提供

1 調査研究

IT社会における企業活動、企業戦略の中で経営資源としての重要性が益々増大しているソフトウェア関連知的財産の戦略的活用に関し、次の関連事項について、法曹専門家、学識経験者及び産業界の専門家から構成する委員会の設置等によって、法的、制度的な課題について調査研究を行う。

(a)著作権関連

ソフトウェア等の著作権による保護については、ネットワークを介しての利用など新たな利用形態に十分対応できているとは言い難い状況にあり、データベース等も含めいわゆる情報の保護と利用のあり方について国際的に議論されている。

ソフトウェア等の著作権による保護に関する関連情報（内外の判例、登録制度、国際動向等）を広範囲に調査し、企業の知的財産戦略や事業展開に資する。

(b)特許関連

コンピュータ・プログラムについては、ソフトウェアの審査基準及び特許法等の改正により、一定の要件を満たす場合にプログラム自体も特許対象とされ、企業戦略の中で重要な経営資源として位置付けられている。他方で、ビジネス方法に関連する特許等、どのようなプログラムが特許対象となり、その場合の権利の範囲はどのように考えるべきかが益々重要な問題となっている。

当財団においては、ソフトウェア関連特許について、権利の取得及び行使の問題について内外の判例等を中心に分析を行い、企業が知的財産を戦略的に活用するための方策等について調査研究を行う。

(c)独禁法関連

知的財産権法制と独占禁止法に関し、ソフトウェアを含む情報の取引において発生する諸問題があるが、特に、ソフトウェア関連特許の拡大等に伴い関連する知的財産権の過度な保護を牽制する上で独禁法及びその適切な運用がますます注目を集めている。

こうした最近の状況を踏まえ、関連する判例、ガイドライン等の調査研究を行う。

(d) インターネット / 電子商取引関連

現在、各国において電子商取引関連の法制度整備が進みつつあり、わが国においても、逐次、関連法令の改正や準則の改訂等が行われている。

こうした内外のインターネットや電子商取引関連の法整備状況を把握するとともに、企業が事業展開を図る上での法的課題を調査研究し、今後のわが国の法整備に資する。

(e) オープンソースソフトウェア (OSS)

既にあるソースコードを自由に修正して利用することができ、コストや信頼性の面でも有利であることから、近年Linuxをはじめとしたオープンソースソフトウェアの利用が急速に進んでいる。しかし、一方で各OSSのライセンス契約の適用範囲や各国知的財産法及び諸法との関係等必ずしも明確ではないとの指摘もある。

OSSのライセンス契約の現状把握及び法的問題の整理・検討を行い、OSSのライセンス契約に関する考え方・対処方法を示すことにより、OSSがビジネス上安定して利用されるための一助とすることを目的とする。

2 情報収集及び外国動向調査

前記の調査研究を進めるに当たって、必要な情報を国内外の文献、データベース、インターネット及び海外調査等により収集し、諸外国の法制度及び運用状況についてその実態や動向を調査する。

3 情報提供及び普及啓発

上記の調査研究や情報収集及び海外調査の結果を、ニュースレター、関連資料入手案内、報告書等にまとめて広報するとともに、その一部をSOFTICホームページに掲載することにより幅広く情報提供を行う。さらに、時宜にあったテーマを取り上げたセミナーや初心者向けの知的財産権関係研修会の開催、成果の出版等を行うなど普及啓発を積極的に行う。

2 ソフトウェアに関する流通促進及び調査研究

ソフトウェア・プロダクトの流通市場の拡大発展を図るために、利用者及び提供者の双方の立場に立った流通促進事業及び調査研究を実施する。

(1) ソフトウェア知的財産権関連情報の提供

ソフトウェアの知的財産権等の関心を高め、開発・利用、取引・流通を促進するために、ソフトウェア知

的財産権関連に関する資料等について整理拡充を行うとともに、事務局に閲覧室を設置し、当財団が実施した各種調査研究の成果物を一般への利用に供する。また、プログラム著作物の登録情報の蓄積・検索等のサービス及び年報の発行を行う。

(2) ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ制度とは、ソフトウェア提供者(ライセンサー)の倒産、天災等により、提供を受ける者(ライセンシー)がソフトウェアの継続的使用が困難となるような事態に備えて、ライセンサー及びライセンシーが第三者(エスクロウ・エージェント)にソース・コード等の関連資料を預託しておく制度である。この制度は、欧米では以前から一般的なものとなっていたが、我が国では他に例がない状況にあった。しかしながら、本財団の活動により我が国でも徐々に浸透し始め、現在は年間の成約件数は約20件で推移している。

ソフトウェア・プロダクトの流通を促進するため、当制度の一層の普及に努めるとともにエスクロウ・エージェント業務を継続して実施する。

(3) IT関連取引の契約に関する調査研究

ソフトウェア取引においては、仕様の最終的確定が困難な場合が多く、利用環境との関係においても利用形態が無数に近い程にあるため、不具合が発生した場合の原因調査やベンダー及びユーザー間における帰責の判断に困難が伴うことが多い。そのようなソフトウェア取引においては、ベンダーとユーザーの共同作業、役割分担の明確化等の要素が不可欠であり、更には一連の作業工程において異なるベンダーが存在する場合はより重要となる。これらのことから、ソフトウェアの取引実務において、どのような場合にユーザー又はベンダーのどちらかあるいは双方が、当事者としての共同作業や役割分担を十分に果たしたと言えるかどうか、また、そのための対応等について、関連する判決例等を材料にして検討する。

3 ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

特許庁の先行技術調査のためのコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築に協力するため、ソフトウェアプロダクトに関する調査研究の一環として、コンピュータソフトウェア関係(ビジネス及びゲーム関連分野を含む)の非特許文献(マニュアル、単行本、学術論文、雑誌、企業技報等)を収集し、これら文献について、検索キー(「CSターム」)の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成を行い、一次文献情報を含めたそれら電子化情報

を作成する。

また、特許庁は、C S D Bに蓄積した文献について、平成15年度より、その書誌的事項等を公開しているが、それら一次文献情報及び抄録についても、平成16年9月から、著作物利用許諾が得られたものについては、順次、公開をしている。

そのため、平成18年度に収集する文献のうち、特許庁が著作物利用許諾を得たものについてはその許諾情報を電子化情報に取り込む。

平成18年度は、5,542冊の文献を収集し、52,304件の電子化情報を作成する。

4. プログラムの著作物に関する登録

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する官報公示、検索サービス等の情報提供を行う。

5. 半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び情報提供

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき、登録機関として、半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び設定登録の公示情報等の提供を行う。

平成18年度収支予算（概要）

以上の事業を実施するために、事業活動支出計で一般会計120,532千円、著作権登録特別会計18,591千円、ソフト特許特別会計670,351千円、半導体回路登録特別会計16,534千円合計826,008千円(前年度と比べて33,656千円減)また、当期収入ベースでは各78,704千円、18,591千円、670,351千円、16,534千円合計784,184千円となる。

3. 理事会及び評議員会の開催報告

平成18年3月13日(月)理事34名の出席のもとに理事会が、評議員36名の出席のもとに評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

(1) 平成17年度第1回臨時理事会 第1号議案「評議員の委嘱」について、山地専務理事から次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任評議員	重吉博右
	平野高志
	堀越正勝
新任評議員	川尻至良
	寺本義憲
	水越尚子
	宮池克人

(2) 平成17年度第3回評議員会 第1号議案「理事の選任」について山地専務理事から、次のとおり説明した後、全員異議なく承認可決した。

退任理事	鈴木勲
新任理事	菱村幸彦

(3) 第2号議案「平成18年度事業計画及び収支予算(案)(理事会及び評議員会議案)」について山地専務理事から説明があり、審議の結果、「平成18年度事業計画書及び収支予算書」を借入金限度額を5億円とすることを含めて原案どおり全員異議なく承認可決した。

(4) 来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課長鍛冶克彦氏、特許庁特許審査第一部調整課審査推進室長加藤隆夫氏から挨拶があった。

4. プログラム著作物の登録制度のご案内

コンピュータ・プログラムは、プログラム著作物として「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき登録することができます。

(財)ソフトウェア情報センターは、昭和62年に文化庁より登録機関として指定され、プログラム著作物の登録を実施しています。

法律に基づき、プログラム著作物の登録を行っている機関は他にはございません。
民間企業等が行っている登録とはまったく関係ございませんのでご注意下さい。

登録の種類及び効果は次のとおりです。

(1) 創作年月日の登録（法第76条の2）

- ・プログラム著作物の創作年月日(プログラムが完成した日)を登録するものです。
- ・公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。
- ・著作者のみ申請することができます。

効果：登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(2) 第一発行年月日の登録 又は 第一公表年月日の登録（法第76条）

- ・発行（公表）された著作物について、その第一発行（公表）年月日を登録するものです。
- ・古いプログラムでも販売や、公衆送信（あるいは送信可能化）されていれば登録できます。
- ・著作権者又は無名、変名（ペンネーム等）で公表された著作物の発行者が申請できます。

効果：登録した年月日に第一発行（公表）されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(3) 著作権の登録（法第77条）

- ・著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。

効果：譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著作物を担保として融資が受けやすくなります。

(4) 実名の登録（法第75条）

- ・無名または変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・現にその著作権を有するかどうかに関らず実名の登録を受けることができます。
- ・著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

効果：実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

登録申請時に必要なものは次のものです。

1. 申請書
2. 著作物の明細書
3. プログラム著作物の複製物（マイクロフィッシュ）
4. 登録手数料 47,100円(税込)注
5. 登録免許税（収入印紙）
6. 代表者資格証明書（法人の場合）

注：登録手数料は、平成17年6月1日より改正されておりますので、振込金額に間違いのないようお願い致します。

詳しくお知りになりたい方は『プログラム登録の手引き』（1冊1,500円）を販売しておりますので、著作権登録部までご注文下さい。ホームページにも掲載しております。<http://www.softic.or.jp/>

プログラム著作物の登録に関するお問い合わせやご質問は、著作権登録部までお願いいたします。

TEL：03-3437-3071 FAX：03-3437-3398 E-mail：touroku@softic.or.jp

5. プログラム著作物登録の申請状況

平成18年3月31日現在

1. 登録の種類別申請件数

登録の種類 / 年度	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	累 計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	270	213	325	8,191
第一発行年月日の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	2	1	2	166
第一公表年月日の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	2	7
実 名 の 登 録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	18
著 作 権 の 登 録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	177	114	160	1,462
著 作 権 譲 渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	80	56	67	926
(根 質 権 の 設 定 ・ 抹 消 ・ 変 更)	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	36	38	45	314
信 託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
変 更 ・ 更 正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	61	18	41	201
嘱 託 (譲 渡 ・ 差 押 等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	1	5	18
合 計 ^(*)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	450	330	489	9,844

2. プログラム分類別申請件数

分類 / 年度	S62	S63	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	累 計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	36	31	36	1,679
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	118	65	90	2,744
特定用途アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	164	160	230	4,470
合 計 ^(*)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	318	256	356	8,893

(* 1) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を 1 件として計算しているため、登録の種類別申請件数の合計とプログラム分類別申請件数の合計は異なります。

6. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録のご案内

財団法人ソフトウェア情報センター(S O F T I C) は、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき経済産業大臣より「機関登録」を受け、半導体集積回路の回路配置利用権の登録業務を実施しております。

【登録制度の概要】

回路配置利用権登録制度の目的

回路配置利用権登録制度は、回路配置(回路素子及び導線の配置)の創作者の権利を回路配置利用権として保護することにより、回路配置の模倣を防止し、

回路配置の取引の安定化・円滑化を図り、半導体集積回路の開発を促進して、産業経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

権利対象は回路配置

独自に創作された半導体集積回路の回路配置です。登録が権利発生要件、権利存続期間は10年

回路配置利用権は設定登録をすることにより取得することができます。その権利は10年間存続します。権利内容は回路配置を利用する権利

回路配置利用権者は、設定登録を受けている回路配置を業として利用する権利を専有します。

利用とは： 1 その回路配置を用いて半導体集積回路を業として製造する行為
2 製造した半導体集積回路を業として譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する行為

回路配置利用権の設定登録

回路配置の創作をした者又はその承継人は、回路配置利用権の設定登録を受けることができます。

専用利用権の設定

回路配置利用権者は、専用利用権を設定することができます。専用利用権者は定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を専有します。

通常利用権の許諾

回路配置利用権者は、他人に通常利用権を許諾することができます。通常利用権者は、定めた範囲内において業としてその登録回路配置を利用する権利を有します。

権利移転の登録及び質権設定の登録

回路配置利用権の移転、専用利用権の設定・移転、通常利用権の移転、及び質権の設定は、登録しなければ第三者に対抗することができない。

職務上の回路配置の创作者は、別段の定めがないかぎり法人

回路配置の創作は、数十人の従業者の共同作業により数億円の資金を法人が負担して開発されるものであることによる。

回路配置利用権の効力は次のものには及ばない

- 1 他人が創作した回路配置の利用
- 2 解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
- 3 権利者が正当に譲渡した半導体集積回路を譲渡等する行為

権利侵害に対しては差止請求権・損害賠償請求権あり

回路配置利用権者又は専用利用権者は、権利侵害者に対して損害賠償請求や差止請求をすることができます。善意者に対しては特例があります。

【設定登録申請時に必要なもの】

- 1 設定登録申請書
- 2 説明書...申請者が創作者等であることの説明書
- 3 図面等...20倍以上、鮮明に記載、概ねA4版に調整してください。
- 4 半導体集積回路...4個
- 5 委任状...代理人を立てた場合に添付してください。
- 6 登録手数料納付書...74,900円(専用の振込用紙を差上げます。)
*登録免許税...18,000円(収入印紙を申請書に貼付してください。)

1 2 5 6 はホームページよりダウンロードできます。

登録においては書式審査を行います。特許法にあるような実質審査は行いません。

専用の振込用紙はご連絡いただければお送り致します。

【設定登録の効果】

1. 設定登録をすることにより回路配置利用権を取得できます。
2. 設定登録をすることにより回路配置を業として利用する権利を専有します。
3. 回路配置利用権者は専用利用権を設定することができます。
4. 回路配置利用権者は他人に通常利用権を許諾することができます。
5. 権利の移転、処分の制限、質権設定等は登録することにより第三者に対抗することができます。
6. 権利侵害者に対して損害賠償請求や差止請求をすることができます。

【その他の業務・サービス】

- 1 設定登録の公示(ホームページにて公示)
- 2 登録事項記載書類(登録原簿の謄本)の交付
- 3 申請書類及び登録原簿等の閲覧・謄写
2 3 の請求書はホームページよりダウンロードできます。

昭和61年1月～平成16年8月まで財団法人工業所有権協力センター(IPCC)回路配置利用権登録センターが行ってきた登録業務に伴う登録デー

タ（累積約8,900件）については、すべてSOFT ICが継承しています。

回路配置利用権の設定登録等の申請手続きや統計資料等について詳しくお知りになりたい方はホームページをご覧ください。

URL : <http://www.softic.or.jp/>

お問い合わせ・ご質問は下記の半導体回路登録部までお願いいたします。

E-mail : ic@softic.or.jp

TEL : 03 - 3437 - 3071

FAX : 03 - 3437 - 3398

7. 半導体回路配置利用権の設定登録等の申請件数推移（年度別）

平成18年3月31日 現在

年度	S60*	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	累計	
申請	127	832	592	804	873	719	652	510	510	548	373	481	432	300	294	341	204	121	123	89	90	9,015	
却下	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
取下	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
移転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	30	0	7	1	0	0	258	0	1	0	0	0	315
閲覧	7	34	75	7	84	40	26	26	40	12	29	24	21	0	1	18	0	0	2	0	21	467	
謄写	5	5	2	2	13	2	5	7	22	0	4	3	4	3	1	1	0	0	0	11	4	94	

(*) S60年度の件数はS61年1月～3月までの3ヶ月間の件数。(登録制度の開始はS61年1月。)

8. 新入会員の紹介

ブレークモア法律事務所

入会年月日：平成18年2月24日

SOFTIC 賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTIC NEWS 2006年4月 (No.46)

発行 財団法人ソフトウェア情報センター

SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTIC)

発行人 山地 克郎

問い合わせ先 事務局 山地・島崎

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル

TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398

Web Site : <http://www.softic.or.jp/> E-mail : staff@softic.or.jp